

福山平成大学学則

平成 6 年 4 月 1 日制定 令和 2 年 4 月 1 日改正
平成 7 年 4 月 1 日改正 令和 3 年 4 月 1 日改正
平成 8 年 4 月 1 日改正 令和 3 年 7 月 12 日改正
平成 10 年 4 月 1 日改正 令和 4 年 4 月 1 日改正
平成 11 年 4 月 1 日改正 令和 5 年 4 月 1 日改正
平成 12 年 4 月 1 日改正
平成 15 年 4 月 1 日改正
平成 16 年 4 月 1 日改正
平成 17 年 4 月 1 日改正
平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 4 月 1 日改正
平成 23 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 4 月 1 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正

第 1 章 総則

第 1 節 目的及び使命

（目的及び使命）

第 1 条 福山平成大学（以下「本学」という。）は、教育基本法に則り、学校教育法に定めるところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人格円満で教養の高い有為な人材を育成することを目的とする。

第 2 節 位 置

第 1 条の 2 本学は、広島県福山市御幸町上岩成正戸 1 1 7 - 1 にこれを設置する。

第3節 構 成

(学部・学科及び大学院)

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

経営学部	経営学科
福祉健康学部	福祉学科
	こども学科
	健康スポーツ科学科
看護学部	看護学科

2 前項の各学部及び各学科における人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的は、それぞれ各学部規程において定める。

第2条の2 本学に大学院を置く。

2 前項における人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的は、福山平成大学大学院学則において定める。

第2条の3 本学に専攻科を置く。

2 前項における人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的は、福山平成大学専攻科規程において定める。

(附属図書館)

第3条 本学に附属図書館を置く。

(全学共同教育研究施設)

第3条の2 本学に、全学共同教育研究施設として、次の施設を置く。

大学教育センター
情報基盤センター

(学部の附属施設)

第3条の3 本学に次の学部の附属施設を置く。

経営学部 びんご経営リサーチセンター
看護学部 地域交流センター

第4節 教職員組織

(教職員)

第4条 本学の教職員は、次のとおりとする。

学	長	講	師
副学	長	助	教
学部	長	助	手
学科	長	事務	職員
教授	授	技術	職員
准教	授	その他の	職員

2 教職員の職務は、学校教育法その他の法令に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(学長及び副学長)

第5条 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を総督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(顧問及び学長補佐)

第5条の2 本学に顧問を置くことができる。顧問は、本学の重要事項について、学長の諮問に応じる。

2 本学に学長補佐を置くことができる。学長補佐は、学長を補佐して本学の円滑な運営を図る。

(学部長及び学科長)

第5条の3 各学部には学部長を置き、各学科に学科長を置く。

2 学部長は、当該学部に関する事項を掌理する。

3 学科長は、学部長を補佐して、当該学科における教育研究に関する校務を掌理する。

(附属図書館長)

第5条の4 附属図書館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 附属図書館長は、附属図書館に関する事項を掌理する。

第5節 評議会、部局長会及び全学教授会等

(評議会)

第6条 本学に、学則及び大学院学則の改廃その他本学の運営に関する重要な事項について審議するため、評議会を置く。

2 評議会に関する規程は、別に定める。

(部局長会)

第6条の2 本学に、大学運営の重要な事項について審議及び連絡調整を行うため、部局長会を置く。

2 部局長会に関する規程は、別に定める。

(学部長等連絡会議)

第6条の3 本学に、全学教授会に提案する議題の整理及び全学的な教育研究に関する審議等を行うため、学部長等連絡会議を置く。

2 学部長等連絡会議に関する規程は、別に定める。

(全学教授会)

第7条 本学の重要な事項について審議するため、全学教授会を置く。

2 全学教授会に関する規程は、別に定める。

(学部教授会)

第7条の2 本学の各学部には学部の重要事項を審議するため、全学教授会の下に学部教授会を置く。

2 学部教授会に関する規程は、別に定める。

(委員会等)

第7条の3 本学の全学教授会の下に委員会その他必要な会議を置くことができる。

2 委員会その他必要な会議に関する規程は別に定める。

(自己評価等)

第8条 本学の教育研究活動等について、教職員並びに大学に関する点検及び評価を行うため、自己評価委員会を置く。

2 自己評価委員会に関する規程は別に定める。

第6節 学生定員

(学生定員)

第9条 学部の学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
経 営 学 部	経営学科	5 0	2 0 0
福祉健康学部	福祉学科	6 0	2 4 0
	こども学科	5 0	2 0 0
	健康スポーツ科学科	1 0 0	4 0 0
	計	2 1 0	8 4 0
看 護 学 部	看護学科	8 0	3 2 0
総 計		3 4 0	1 3 6 0

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第10条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 学年の授業は、35週を基準とし、次の二期に分ける。

前 期 4月1日から9月15日まで

後 期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 土曜日（月曜日から金曜日までの間に第3号又は第4号の休業日がある週の土曜日は除く。）

三 国民の祝日に関する法律に規定する休日

四 開学記念日 5月15日

五 春季休業 3月1日から4月3日まで

六 夏季休業 8月6日から9月15日まで

七 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで

八 臨時休業 その都度定める

2 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。

3 学長が特に必要と認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第13条 修業年限は、4年とする。

2 別に定める場合を除き、在学期間は、4年以上8年までとし、同一年次に2年を超えて在学することができない。

第3節 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第14条 授業科目及び単位数は、別表第一及び別表第一の二のとおりとする。

(副専攻)

第14条の2 学生は、所属する学部学科の教育課程の履修とは別に、同一学部の他の学科又は他学部学科の特定分野に係る科目群の授業科目を副専攻として履修することができるものとする。

2 副専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(履修単位)

第15条 学生は、別表第一の三に定める区分により授業科目を履修し、それぞれの学部ごとに定める履修単位以上を修得するものとする。

2 各学部・学科の教育課程及び学習の評価は、授業科目履修細則、各学部規則その他に定めるところによる。

(単位の計算方法)

第16条 一授業科目を修了した学生には、単位を与えるものとする。各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によって計算する。

一 講義及び演習については、15時間から30時間をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技は、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(授業の方法)

第16条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれら

の併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位互換)

第17条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(外国留学)

第17条の2 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。

3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

5 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条の3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、30単位を超えないものとする。

(教員免許状の種類)

第17条の4 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を履修しなければならない。

2 本学の学部、学科において当該所要資格を修得できる教員の免許状の種類は、別表第一の四に掲げるとおりとする。

第4節 入学・転学・休学・退学及び除籍等

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条の定めるところにより、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年間の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣が指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 七 その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜)

第20条 入学志願者に対しては、学力試験、出身学校長から提出する調査書等を総合して選抜の上、学長が合格者を決定する。

(学士入学)

第21条 次の各号の一に該当する者は、第19条の規定にかかわらず、学部教授会の選考を経て、学長が入学を許可することがある。

- 一 本学を卒業した者が、さらに他の学部学科に入学を志望するとき
- 二 他の大学を卒業した者が、本学に入学を志望するとき

2 前項の規定により入学した者が入学前に修得した単位の認定は、学部教授会において行う。

(編入学)

第22条 次の各号の一に該当する者で、本学の第2年次以上に編入学を志願する者があるときは、当該学部当該年次の欠員がある場合に限り、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可することがある。

- 一 大学又は短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者

二 学校教育法第132条に定めるところにより専修学校の専門課程（2年以上）を修了した者

三 看護師資格を有する者で、3年課程の看護系の短期大学を卒業した者又は専修学校を修了した者

（転学部・転学科）

第23条 学生が本学の他の学部又は同一学部の他学科に転ずることを志望する場合は、当該年次に欠員があり、かつ、当該学生においてやむを得ない理由があると認められた場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

（転学）

第24条 学生が他の大学に転学しようとするときは、学長の承認を得なければならない。

（入学の手続）

第25条 入学志願者（編入学志願者を含む。）は、本学所定の期間に入学願書を学長あてに提出しなければならない。

第26条 入学を許可するものとして通知された者は、所定の期日までに本学所定の誓約書及び保証書等を提出しなければならない。

2 故なく誓約書を提出しない者は、入学を取り消す。

（入学検定料及び入学金等）

第27条 入学（編入学を含む。）志願者は、願書に添えて別表第二所定の検定料を納めなければならない。

2 受理した検定料は返還しない。

第28条 入学（編入学を含む。）許可するものとして通知された者は、別表第二所定の入学金等（入学検定料を除く。）を指定の期日までに納めなければならない。

2 受理した入学金等は返還しない。

（休学）

第29条 学生が疾病、その他の理由により2か月以上修学することができない場合は、学長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者には、さらに1年以内の休学を許可することがある。

3 学生が疾病のため修学することが適当でないと認められる場合には、学長は学部教授会の議を経て、これに休学を命ずることがある。

4 休学期間において、休学の理由が止んだときは、学長の許可を得て復学することができる。

5 休学した期間は、これを在学年数に算入しない。

6 休学期間は、通じて3年を超えることができない。

（退学）

第30条 学生が退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条 次の場合には、学部長の申請により、学長が論旨退学又は除籍するものとする。

- 一 疾病、その他の理由により成業の見込みがない者
- 二 行方不明の者
- 三 授業料の納付義務を怠り、かつ、止むを得ない事情と認められる者
- 四 規定の在学期間を超えることとなった者

(再入学)

第32条 前二条の規定により、退学又は除籍された者が再入学を願い出たときは、学部教授会の議を経てこれを許可することがある。ただし、再入学は、退学又は除籍の日から5年以内とし、再入学を許可する場合は、再度原年次に入学させ、既修得単位の認定は学部教授会で行うものとする。

第5節 卒業の認定及び学位授与

(卒業の認定)

第33条 卒業の認定については、学部規程の定めるところにより、学長が行う。

- 2 前項の規定により卒業の認定を受けた者には、学士の学位を授与する。

(卒業時期)

第33条の2 卒業の時期は毎学年の終わりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前期の終りに卒業させることができる。

(学士の学位)

第34条 卒業の認定を受けた者には、次の区分により学位を授与する。

経営学部	経営学科	学士（経営学）
福祉健康学部	福祉学科	学士（福祉学）
	こども学科	学士（こども学）
	健康スポーツ科学科	学士（健康スポーツ科学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）

第6節 賞罰

(表彰)

第35条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学部長の申請により全学教授会の議を経て学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第36条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、学部長の申請により学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒は訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 停学が3か月以上にわたるときは、その期間は在学年数に算入しない。

第7節 授業料等学生納付金

(学生納付金)

第37条 学生(第28条に規定する者を除く。)は、別表第二所定の学費(入学検定料及び入学金を除く。)を指定の期日までに納入しなければならない。

2 休学者については、休学期間中の授業料を免除する。ただし、別表第三に定める在籍料を納付しなければならない。

3 第32条の規定により再入学を許可された者の授業料は、再入学する学年と同額とする。

(授業料)

第38条 前条の規定にかかわらず、授業料は次の二期に分けて半額ずつ納入することができる。

前期納付期 3月11日から3月31日まで

後期納付期 9月 1日から9月30日まで

第39条 学業成績優秀、品行方正、かつ身体強健な者、又は経済的理由、その他止むを得ない事情があると認められる者に対しては、別に定めるところにより授業料の一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

第40条 前項の規定により授業料の免除又は猶予を受けようとする者は、その理由を付して学部長を経て学長に願い出るものとする。

第41条 授業料を免除された者でその理由が消滅した者の授業料の免除は、当該期までとし、翌期から免除前の授業料を納入するものとする。

第8節 研究生, 聴講生, 科目等履修生, 委託学生及び外国人留学生

(研究生)

第42条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者が、特定事項について研究することを志望するときは、学部の授業及び研究に妨げのない場合に限る、選考の上、研究生として学長が入学を許可することがある。

(聴講生)

第43条 本学所定の科目中、一科目又は複数の授業科目を聴講することを志望する者があるときは、学部の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、聴講生として学長が入学を許可することがある。

2 聴講生の入学の時期は毎学期の始めとし、その在学期間は1年以内とする。ただし、志望により在学期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第44条 本学所定の科目中、一科目又は複数の授業科目の履修を志望する者があるときは、学部の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として学長が入学を許可し、単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与については、第16条の規定による。

第45条 研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料、入学料及び授業料の額は別に定める。

(委託学生)

第46条 公共機関等から委託学生の依頼があったときは、当該学科の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、学長が入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学する学生は、その者の入学前の経歴に応じて相当する年次に編入する。

3 委託学生の修学に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 外国人留学生で本学に入学を志望する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規定は別に定める。

第9節 公開講座

(公開講座)

第48条 公開講座は、全学教授会の議を経て随時にこれを開設することができる。

2 公開講座に関する科目、聴講料等についてはその都度これを定める。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年3月23日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

1 この改正は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成8年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、この改正による改正後の第29条の規定にかかわらず、当該在学者の属する入学年度の例による。

附 則

1 この改正は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成10年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、この改正による改正後の第29条の規定にかかわらず、当該在学者の属する入学年度の例による。

附 則

1 この改正は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成11年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、この改正による改正後の第29条の規定にかかわらず、当該在学者の属する入学年度の例による。

附 則

この改正は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則

- この改正は、平成１５年４月１日から施行する。
- 経営学部経営法学科は、この改正後の学則第２条の規定にかかわらず、平成１５年３月３１日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

- この改正は、平成１６年４月１日から施行する。
- 経営学部経営福祉学科は、この改正後の学則第２条の規定にかかわらず、平成１６年３月３１日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 学則第９条の規定にかかわらず、平成１６年度から平成１９年度までの学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	編入学定員 (3年次)	収 容 定 員			
				16年度	17年度	18年度	19年度
経営学部	経営情報学科	130	20	560	560	560	560
	ビジネス法学科	30	20	370	300	270	160
	経営福祉学科	0	0	280	200	100	0
	計	160	40	1210	1060	890	720
福祉健康学部	福祉学科	80		80	160	240	320
	健康スポーツ科学科	70		70	140	210	280
	計	150		150	300	450	600
総 計		310	40	1360	1360	1340	1320

附 則

- この改正は、平成１７年４月１日から施行する。
- 経営学部ビジネス法学科は、この改正後の学則第２条の規定にかかわらず、平成１７年３月３１日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 学則第９条の規定にかかわらず、平成１７年度から平成２０年度までの学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	編入学定員 (3年次)	収 容 定 員			
				17年度	18年度	19年度	20年度
経営学部	経営情報学科	130	20	560	560	560	560
	ビジネス法学科	0	0	270	170	50	
	経営福祉学科			200	100		
	計	130	20	1030	830	610	560
福祉健康学部	福祉学科	80		160	240	320	320
	健康スポーツ科学科	100		170	270	370	400
	計	180		330	510	690	720
総 計		310	20	1360	1340	1300	1280

附 則

- この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 学則第9条の規定にかかわらず、平成18年度から平成21年度までの学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	編入学定員 (3年次)	収 容 定 員			
				18年度	19年度	20年度	21年度
経営学部	経営情報学科	130	20	560	560	560	560
	ビジネス法学科	0	0	170	50	0	
	経営福祉学科			100	0		
	計	130	20	830	610	560	560
福祉健康学部	福祉学科	80		240	320	320	320
	(社会福祉学専攻)	(40)		(40)	(80)	(120)	(160)
	(幼児保育学専攻)	(40)		(40)	(80)	(120)	(160)
	健康スポーツ科学科	100		270	370	400	400
計		180		510	690	720	720
合 計		310	20	1340	1300	1280	1280

附 則

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 学則第9条の規定にかかわらず、平成19年度から平成22年度までの学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	編入学定員 (3年次)	収 容 定 員			
				19年度	20年度	21年度	22年度
経営学部	経営情報学科	130	20	560	560	560	560
	ビジネス法学科	0	0	50	0		
	経営福祉学科			0			
	計	130	20	610	560	560	560
福祉健康学部	福祉学科	80		320	320	320	320
	(社会福祉学専攻)	(40)		(80)	(120)	(160)	(160)
	(幼児保育学専攻)	(40)		(80)	(120)	(160)	(160)
	健康スポーツ科学科	100		370	400	400	400
	計	180		690	720	720	720
看護学部	看護学科	80		80	160	240	320
合 計		390	20	1380	1440	1520	1600

附 則

- 1 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 学則第9条の規定にかかわらず、平成20年度から平成23年度までの学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	編入学定員 (3年次)	収 容 定 員			
				20年度	21年度	22年度	23年度
経営学部	経営学科	100	20	530	500	470	440
	経営情報学科						
福祉健康学部	福祉学科	60		300	280	260	240
	(社会福祉学専攻)			(120)	(80)	(40)	(0)
	(幼児保育学専攻)			(120)	(80)	(40)	(0)
	こども学科	50		50	100	150	200
	健康スポーツ科学科	100		400	400	400	400
	計	210		750	780	810	840
看護学部	看護学科	80		160	240	320	320
合 計		390	20	1440	1520	1600	1600

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 学則第9条の規定にかかわらず、平成22年度から平成25年度までの学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員			
			22年度	23年度	24年度	25年度
経営学部	経営学科	50	400	300	250	200
福祉健康学部	福祉学科	60	260	240	240	240
	(社会福祉学専攻)		(40)	(0)	(0)	(0)
	(幼児保育学専攻)		(40)	(0)	(0)	(0)
	こども学科	50	150	200	200	200
	健康スポーツ科学科	100	400	400	400	400
	計	210	810	840	840	840
看護学部	看護学科	80	320	320	320	320
合 計		340	1530	1460	1410	1360

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 学則第9条の規定にかかわらず、平成23年度から平成26年度までの学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員			
			23年度	24年度	25年度	26年度
経営学部	経営学科	50	300	250	200	200
福祉健康学部	福祉学科	60	240	240	240	240
	こども学科	50	200	200	200	200
	健康スポーツ科学科	100	400	400	400	400
	計	210	840	840	840	840
看護学部	看護学科	80	320	320	320	320
合 計		340	1460	1410	1360	1360

附 則

この改正は、平成25年7月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 学則第14条（別表第一及び別表第一の二）、第15条及び第17条の4の規定にかかわらず、平成29年度以前に入学した学生の授業科目及び単位数、履修単位並びに教員免許状の種類については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 学則第14条（別表第一及び別表第一の二）及び第15条（別表第一の三）の規定にかかわらず、平成30年度以前に入学した学生の授業科目及び単位数並びに履修単位については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 学則第14条（別表第一）の規定にかかわらず、平成31年度以前に入学した学生の授業科目及び単位数については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 学則第14条（別表第一）の規定にかかわらず、令和2年度以前に入学した学生の授業科目及び単位数については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表第一授業教育科目（第14条関係）に「プログラミング入門A」及び「プログラミング入門B」を加える改正については、令和2年度以前に入学した学生についても適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和3年9月16日から施行する。
- 2 福山平成大学休学者授業料免除細則（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第14条（別表第一及び別表第一の二）及び第15条（別表第一の三）の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学した学生の授業科目及び単位数並びに履修単位については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第14条（別表第一）及び第15条（別表第一の三）の規定にかかわらず、令和4年度以前に入学した学生の授業科目及び単位数並びに履修単位については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 3 1 日に在学する者に係る授業料等の額は、この改正後の第 3 7 条の規定にかかわらず、当該在学者の属する入学年度の例による。

別表第一 授業教育科目（第14条関係）

【経営学部・福祉健康学部 一般教育科目】

科目		授 業 科 目	単 位 数		
			必修	選択必修	選択
一般教育科目	初年次教育科目	平大入門ゼミ	2		
	教養基礎科目	哲学A			2
		哲学B			2
		倫理学A			2
		倫理学B			2
		心理学			2
		国語表現法A			2
		国語表現法B			2
		言語発達論A			2
		言語発達論B			2
		メディア言語論A			2
		メディア言語論B			2
		日本語・日本文化			2
		中国文学A			2
		中国文学B			2
		憲法A			2
		憲法B			2
		法学A			2
		法学B			2
		備後の経済学			2
		経済トピックス			2
		教養としての世界経済			2
		国際教養総論A			2
		国際教養総論B			2
		日本史A			2
		日本史B			2
		世界史A			2
		世界史B			2
		地理学1			2
		地理学2			2
		地誌			2
		数学A			2
		数学B			2
		統計学A			2
		統計学B			2
		音楽A			1
		音楽B			1
		生物の魅力			2
		環境倫理学			2
		キャリアデザインⅠ			2
		キャリアデザインⅡ			2

一般教育科目	教養基礎科目	インターンシップ 日本文化入門 国際協力論 国際理解教育論 福山歴史学 スポーツとメディア 広島スポーツ学 韓国の言葉と文化 海外の言語と文化の研修Ⅰ 海外の言語と文化の研修Ⅱ 英語 de 授業 TOEIC セミナー 一般体育（理論・実技）A 一般体育（理論・実技）B 柔道（理論・実技）A 柔道（理論・実技）B 剣道（理論・実技）A 剣道（理論・実技）B			4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1
	数理・データサイエンス・AI科目	情報リテラシーA 情報リテラシーB データサイエンス入門 データ科学のための数理統計 人工知能概論 データサイエンス応用 データリテラシー プログラミング入門A プログラミング入門B	1 1 2	2 2 2 2 2 2	
	外国語科目	英語A 英語B 英会話A 英会話B フランス語A フランス語B ドイツ語A ドイツ語B 中国語A 中国語B	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	

【看護学部 一般教育科目】

一般教育科目	科目	授 業 科 目	単 位 数		
			必修	選択必修	選択
一般教育科目	初年次教育 科目	平大入門ゼミ	2		
	教養基礎科目	日本国憲法 言語発達論 国語表現法 哲学 芸術（音楽） 法学 経済トピックス 数学A 数学B スポーツとメディア 広島スポーツ学 福山歴史学 生物の魅力 韓国の言葉と文化 海外の言語と文化の研修Ⅰ 海外の言語と文化の研修Ⅱ 英語 de 授業 TOEICセミナー キャリアデザインⅠ キャリアデザインⅡ 心理学 倫理学 ボランティア活動論 スポーツ科学実践	1		2 2
	数理・データサイエンス・AI科目	情報リテラシーA 情報リテラシーB データサイエンス入門 データ科学のための数理・統計 人工知能概論 データサイエンス応用 データリテラシー プログラミング入門A プログラミング入門B	1 1 2	2 2 2 2 2 2	
一般教育科目	外国語科目	英語A 英語B 英会話A 英会話B フランス語A フランス語B ドイツ語A ドイツ語B 中国語A 中国語B	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	

【経営学部 経営学科】

科目		授 業 科 目	単 位 数		
			必修	選択必修	選択
専門教育科目	専門基礎科目	経営入門A	2		
		経営入門B	2		
		実用日本語ⅠA		2	
		実用日本語ⅠB		2	
		実用日本語ⅡA			2
		実用日本語ⅡB			2
		実用日本語ⅢA			2
		実用日本語ⅢB			2
		簿記Ⅰ	4		
		日商簿記3級検定演習	1		
		ビジネス英語A			2
		ビジネス英語B			2
		外書講読			2
		キャリア開発論			2
		ビジネス中国語A			2
		ビジネス中国語B			2
	経営学系	基礎数学A			2
		基礎数学B			2
		産業組織心理学			2
		マーケティングベーシック			2
		経営実践			2
		経営学総論			4
		組織行動論			2
		現代企業論			2
		デジタルマーケティング			2
		経営管理論			2
		マーケティング			2
		経営組織論			2
		流通論			2
		中小企業論			2
		人的資源管理論			2
		国際ビジネス論			2
		経営戦略論			2

専門教育科目	経営学系	ブランドマネジメント	2		2
		消費者行動論			2
		リテールマーケティング検定講座			2
		ビジネス実務A			2
		ビジネス実務B			2
		統計			2
		統計分析			2
		中小企業研究			
		生産管理論			2
		企業倫理			2
		国際マーケティング			2
		経営科学			2
		ベンチャー企業論			2
		アントレプレナーシップ論			2
		サービスマネジメント			2
		意思決定論			2
	会計学系	簿記Ⅱ			2
		簿記Ⅲ			2
		会計学原理			2
		経営分析			2
		コンピュータ会計			2
		原価計算論			2
		税務会計論			2
		国際会計論			2
		管理会計論			2
	経営情報系	I C T入門	2		
		表計算			2
		プレゼンテーション			2
		データベース			2
		コンピュータネットワーク			2
		ネットワークセキュリティ			2
		ビジネスゲーム			2

専門教育科目	演 習	基礎演習Ⅰ	4		
		基礎演習Ⅱ	4		
		海外研修Ⅰ			2
		海外研修Ⅱ			2
		トビタテ留学 J A P A N			2
		インターンシップ			2
		ゼミナールⅠ	4		
		ゼミナールⅡ	4		
		卒業論文	4		

【福祉健康学部 福祉学科】

科目		授 業 科 目	単 位 数		
			必修	選択必修	選択
専門教育科目	福祉入門科目	福祉健康科学入門		2	
		ボランティア活動入門		2	
		びんご福祉学		1	
		ペットと人間福祉学		1	
		社会保障入門		1	
		映画から考える社会福祉		1	
	ソーシャルワーク専門科目	社会学と社会システム			2
		心理学と心理的支援			2
		社会福祉の原理と政策Ⅰ		2	
		社会福祉の原理と政策Ⅱ		2	
		ソーシャルワークの基盤と専門職		2	
		ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）		2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ		2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		2	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ			2
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ			2
		貧困に対する支援			2
		児童・家庭福祉			2
		障害者福祉			2
		高齢者福祉			2
		社会保障Ⅰ		2	
		社会保障Ⅱ		2	
		医学概論			2
		保健医療と福祉			2
		社会福祉調査の基礎			2
		福祉サービスの組織と経営			2
		権利擁護を支える法制度			2
		地域福祉と包括的支援体制Ⅰ		2	
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ		2	
		刑事司法と福祉			2
		ソーシャルワーク演習			1
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ			1
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ			1

専門教育科目	ソーシャルワーク専門科目	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ			1
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ			1
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ			2
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ			2
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ			2
		ソーシャルワーク実習Ⅰ			4
		ソーシャルワーク実習Ⅱ			2
	ケアワーク専門科目	社会福祉援助技術論			2
		発達と老化の理解			2
		介護福祉学Ⅰ			2
		介護福祉学Ⅱ			2
		余暇生活支援法Ⅰ			2
		余暇生活支援法Ⅱ			2
		認知症の理解Ⅰ			2
		認知症の理解Ⅱ			2
		こころとからだのしくみⅠ			2
		こころとからだのしくみⅡ			2
		こころとからだのしくみⅢ			2
		介護過程Ⅰ			2
		介護過程Ⅱ			2
		介護過程Ⅲ			2
		介護過程Ⅳ			2
		介護過程Ⅴ			2
		リハビリテーション論			2
		コミュニケーション技術Ⅰ			2
		コミュニケーション技術Ⅱ			2
		障害の理解Ⅰ			2
		障害の理解Ⅱ			2
		リスクマネジメント論			2
		介護技術Ⅰ			1
		介護技術Ⅱ			1
		介護技術Ⅲ			1
		介護技術Ⅳ			1
		生活支援技術Ⅰ			1
		生活支援技術Ⅱ			1
		生活支援技術Ⅲ			1
		生活支援技術Ⅳ			1

専門教育科目	ケアワーク専門科目	生活支援技術Ⅴ 生活支援技術Ⅵ 介護実習指導Ⅰ 介護実習指導Ⅱ 介護実習指導Ⅲ 介護実習指導Ⅳ 介護実習Ⅰ 介護実習Ⅱ 介護実習Ⅲ 介護実習Ⅳ			1 1 2 2 2 2 2 3 4 1
	応用専門科目	カウンセリング 福祉英語 福祉理論 福祉用具専門相談員論Ⅰ 福祉用具専門相談員論Ⅱ 福祉研究A 福祉研究B 福祉研究C 福祉研究D			2 2 2 2 2 2 2 2 2
	高度専門科目	認知症カフェ運営特論 ノーマライゼーション特講 災害ソーシャルワーク特講 貧困問題と福祉行政キャリア特講 国際社会福祉特講 医療ソーシャルワーク特講 医療・福祉マネジメント特講 刑事司法福祉特講 子ども家庭福祉特講 医療的ケアⅠ 医療的ケアⅡ 医療的ケアⅢ		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1	
	ゼミナール	基礎演習Ⅰ 基礎演習Ⅱ 専門演習Ⅰ 専門演習Ⅱ	2 2 2 4		

【福祉健康学部 こども学科】

科目	授 業 科 目	単 位 数		
		必修	選択必修	選択
専門教育科目	こども学基盤科目	保育原理 2 教育原理 2 保育者論 2 教職概論 2 教育心理学 2 子ども家庭支援の心理学 2 特別支援教育論 2 幼児理解 2 基礎演習Ⅰ 1 基礎演習Ⅱ 1 専門演習Ⅰ 2 専門演習Ⅱ（卒業研究を含む） 4 保育キャリア演習Ⅰ（保・幼） 保育キャリア演習Ⅱ（保・幼） 教育キャリア演習Ⅰ（小） 教育キャリア演習Ⅱ（小）		1 1 1 1
	保育・教育の理論に関する科目			2 2 1 2 1 2 1 2 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2

専門教育科目	保育・教育の内容・方法・技術に関する科目	教育方法論			2
		生活研究			2
		子どもの多文化理解・共生			2
		体育Ⅰ			2
		体育Ⅱ			2
		音楽Ⅰ			2
		音楽Ⅱ			2
		図画工作Ⅰ			2
		図画工作Ⅱ			2
		幼児と健康			2
		幼児と人間関係			2
		幼児と環境			2
		幼児と言葉			2
		幼児と音楽表現			2
		幼児と造形表現			2
		幼児の言語と遊び			2
		保育内容総論			2
		保育指導法総論			2
		保育内容・指導法（健康）			2
		保育内容・指導法（人間関係）			2
		保育内容・指導法（環境）			2
		保育内容・指導法（言葉）			2
		保育内容・指導法（表現）			2
		幼児の描画理解とその指導			1
		乳児保育			2
		乳児保育演習			1
		障がい児保育Ⅰ			1
		障がい児保育Ⅱ			1
		初等国語Ⅰ			2
		初等国語Ⅱ			2
		初等国語科教育法			2
		初等社会			2
		初等社会科教育法			2
		初等算数			2
		初等算数科教育法			2
		初等理科			2
		初等理科教育法			2

専門教育科目	保育・教育の内容・方法・技術に関する科目	初等生活科教育法			2
		初等音楽科教育法			2
		初等図画工作科教育法			2
		初等家庭			2
		初等家庭科教育法			2
		初等体育科教育法			2
		初等外国語（英語）Ⅰ			2
		初等外国語（英語）Ⅱ			2
		初等外国語科教育法（英語）			2
		道德教育の理論と方法			2
		総合的な学習の時間の指導法			1
		特別活動の指導法			1
		生徒指導・進路指導			2
		教育相談			2
		ICT活用の理論と実践			2
		ピアノ奏法Ⅰ			1
		ピアノ奏法Ⅱ			1
		ピアノ奏法Ⅲ			1
		ピアノ奏法Ⅳ			1
		ピアノ奏法Ⅴ			1
		ピアノ奏法Ⅵ			1
	保育・教育の実践に関する科目	保育実習ⅠA（保育所）事前事後指導			1
		保育実習ⅠB（施設）事前事後指導			1
		保育実習Ⅱ（保育所）事前事後指導			1
		保育実習Ⅲ（施設）事前事後指導			1
		教育実習Ⅰ・Ⅱ（幼稚園）事前事後指導			1
		教育実習Ⅲ（小学校）事前事後指導			1
		教職実践演習（幼・小）			2
		保育実地体験Ⅰ（保・幼）			1
		保育実地体験Ⅱ（保・幼）			1
		保育実地体験Ⅲ（保・幼）			1
		教育実地体験Ⅰ（小）			1
		教育実地体験Ⅱ（小）			1
		教育実地体験Ⅲ（小）			1
		保育実習ⅠA（保育所）			2
		保育実習ⅠB（施設）			2
		保育実習Ⅱ（保育所）			2
		保育実習Ⅲ（施設）			2
		教育実習Ⅰ（幼稚園）			2

		教育実習Ⅱ（幼稚園）			2
		教育実習Ⅲ（小学校）			4
		保育・教育実地研究（海外）			4
		保育・教育実地研究（国内）			2
		保育・教育実地研究（野外）			2

【福祉健康学部 健康スポーツ科学科】

科目		授 業 科 目	単 位 数		
			必修	選択必修	選択
専門教育科目	基幹科目	健康管理概論	2		
		身体機能解剖学	2		
		スポーツ生理学	2		
		スポーツ心理学	2		
		スポーツ社会学	2		
		基礎演習	2		
		専門演習Ⅰ	4		
		専門演習Ⅱ	4		
	健康領域科目	健康スポーツ栄養学			2
		運動処方論			2
		運動処方演習			2
		健康運動のプログラミング			2
		健康運動指導演習			2
		体力測定評価			2
		体力トレーニング科学			2
		体力トレーニング科学演習			2
		救急処置			2
		救急法技法			2
		発育発達老化論			2
		健康心理学			2
		スポーツ生化学			2
		臨床スポーツ医学			2
		アスレティック・トレーニング			2
		アスレティック・トレーニング演習			2
		アスレティック・リハビリテーション			2
		コンディショニング科学			2
		アスレティック・トレーナー演習			2
		海外事例研究			2
		Sports Medicine Seminar			2
		健康医学概論			2
		健康運動演習Ⅰ（エアロビックダンス）			2
		健康運動演習Ⅱ（有酸素運動）			2
		健康運動演習Ⅲ（水中運動）			2

専門教育科目	健康領域科目	健康スポーツ実技Ⅰ			1
		健康スポーツ実技Ⅱ			1
		生涯スポーツ実技Ⅰ			1
		生涯スポーツ実技Ⅱ			1
	スポーツ領域科目	スポーツ史			2
		スポーツ原論			2
		スポーツ政策論			2
		スポーツ文化論			2
		スポーツプロモーションⅠ			2
		スポーツプロモーションⅡ			2
		運動・スポーツ指導方法論			2
		スポーツ運動学Ⅰ			2
		スポーツ運動学Ⅱ			2
		運動発達論			2
		コーディネーション科学			2
		スポーツ心理学演習			2
		メンタル・トレーニング方法論			2
		メンタル・トレーニング演習			2
		コーチ学A			2
		コーチ学B			2
		スポーツ施設管理運営論			2
		スポーツ教育心理学			2
		スポーツカウンセリング			2
		スポーツカウンセリング演習			2
		身体運動解析学			2
		身体運動解析学演習			2
		スポーツ企業情報演習			2
		スポーツ施設演習			2
	スポーツ実践演習科	スポーツ実践演習（陸上競技）			2
		スポーツ実践演習（テニス）			2
		スポーツ実践演習（ソフトボール）			2
		スポーツ実践演習（バスケットボール）			2
		スポーツ実践演習（アーティスティック・ダンス）			2
		スポーツ実践演習（リズム・エクササイズ）			2

専門教育科目	スポーツ実践演習科目	スポーツ実践演習（バレーボール）			2
		スポーツ実践演習（サッカー）			2
		スポーツ実践演習（ラケットスポーツ）			2
		スポーツ実践演習（レクリエーション）			2
		スポーツ実践演習（トレーニング）			2
		スポーツ実践演習（水泳）			2
		スポーツ実践演習（武道）			2
	福祉領域科目	社会福祉原論Ⅰ			2
		高齢者福祉			2
		障害者福祉論Ⅰ			2
		社会保障Ⅰ			2
		社会保障Ⅱ			2
		介護概論			2
		心理学概論Ⅰ			2
		カウンセリング			2
		精神保健学Ⅰ			2
		精神保健学Ⅱ			2
		医学一般Ⅰ			2
		児童・家庭福祉			2
	情報科目	健康スポーツ情報処理演習			2
		健康スポーツ情報解析演習			2
	教員養成科目	保健体育教員教育実践演習			2
		保健教育演習			2
		保健体育教員情報演習			2
		臨海指導実践演習（遠泳）			2
		野外実践演習（アウトドアスポーツ）			2
		野外実践演習（ウィンタースポーツ）			2
		体育実践演習（水泳）			2
		体育実践演習（武道）			2
		体育実践演習（器械体操）			2
		体育実践演習（創作ダンス）			2
	教職科目	学校保健			2
		公衆衛生学			2
		保健体育実践Ⅰ			2

専門 教育科目	教職科目	保健体育科教育法Ⅰ			2
		保健体育科教育法Ⅱ			2
		保健体育科教育法Ⅲ			2
		保健体育科教育法Ⅳ			2
		保健看護学			2
		学校看護学			2
		養護概説			2
		微生物学・免疫学			2
		健康相談活動			2
		看護学実習			1
		養護実習指導			1
		養護実習			4

【看護学部 看護学科】

科目			授 業 科 目	単 位 数		
				必修	選択必修	選択
専門教育科目	専門基礎分野	人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進の	栄養と代謝	2		
			薬理作用と与薬	2		
			食生活論	2		
			身体のしくみ	2		
			身体の働き	2		
			看護と病態	2		
			感染と免疫	2		
			病態と治療	2		
		健康支援と社会保障制度の	援助的人間関係論			1
			臨床心理学			2
			生命倫理学			2
			社会福祉・社会保障論	1		
			学校保健	1		
			疫学	2		
			保健統計論Ⅰ	1		
			保健統計論Ⅱ	1		
			保健医療福祉行政論	4		
	専門分野	基礎看護学の	基礎看護学	2		
			看護倫理学	1		
			看護理論・看護過程論	2		
			生活援助学Ⅰ	1		
			生活援助学Ⅱ	2		
			治療援助学	2		
			リスクマネジメント	1		
		地域・在宅看護論の	在宅看護論	2		
			在宅看護援助論	2		
			家族看護論	1		
			地域看護論	1		
		成人看護学の	エンド・オブ・ライフケア論	1		
			成人看護学総論	1		
			生活習慣病と看護	1		
			成人慢性期疾患看護	1		
			周手術期看護	1		

専門教育科目	専門分野	成人看護学	成人急性期疾患看護	1		
			成人看護過程論	1		
			成人看護援助学	2		
			クリティカルケア看護			1
			救急医療看護			1
		老年看護学	高齢健康科学Ⅰ	1		
			高齢健康科学Ⅱ	1		
			老年看護援助学Ⅰ	1		
			老年看護援助学Ⅱ	1		
			認知症の人の家族への看護			1
		小児看護学	子どもの成長と健康	1		
			子どもの病気と看護	1		
			小児看護援助学	2		
			障害児・者ケア論			1
			ケアリング看護論			1
		母性看護学	母性と生命科学Ⅰ	1		
			母性と生命科学Ⅱ	1		
			母性看護援助学	2		
		精神看護学	心のケア	1		
			精神看護援助学Ⅰ	1		
			精神看護援助学Ⅱ	1		
			看護とカウンセリング	1		
		看護の統合と実践	養護概論			2
			災害看護・国際看護活動論	1		
			看護学教育論			2
			基礎ゼミⅠ	1		
			基礎ゼミⅡ	1		
			看護研究Ⅰ	1		
			看護研究Ⅱ	2		
			国際援助と保健資源			1
			看護管理学	2		
			統合看護学	2		
			公衆衛生看護学概論	2		

専門教育科目	専門分野	臨地実習	環境と対象の理解実習	1		
			看護技術の基礎実習	1		
			看護展開の基礎実習	2		
			地域・生活支援看護学実習	1		
			地域・在宅看護学実習	2		
			成人看護学実習	5		
			老年看護学実習	3		
			小児看護学実習	2		
			母性看護学実習	2		
			精神看護学実習	2		
			統合看護学実習	2		
専門教育科目	公衆衛生看護学分野	公衆衛生看護学	公衆衛生看護技術論Ⅰ			2
			公衆衛生看護技術論Ⅱ			2
			公衆衛生看護技術論Ⅲ			2
			公衆衛生看護活動論Ⅰ			2
			公衆衛生看護活動論Ⅱ			2
			公衆衛生看護活動論Ⅲ			2
			公衆衛生看護管理論Ⅰ			2
			公衆衛生看護管理論Ⅱ			2
			実習	公衆衛生看護学実習		

別表第一の二 教職関係授業科目（第14条関係）

授 業 科 目		単 位 数		
		必修	選択	自由
(教職関係)				
教 職 関 係 科 目	教育原理（中・高・養）			2
	教職概論（中・高・養）			2
	教育制度論（中・高・養）			2
	教育心理学（中・高・養）			2
	特別支援教育論（中・高・養）			2
	教育課程論（中・高・養）			1
	道德教育の理論と方法（中・養）			2
	総合的な学習の時間の指導法（中・高・養）			1
	特別活動論（中・高・養）			1
	教育方法論（中・高・養）			2
	I C T活用の理論と実践			2
	生徒指導論			1
	教育相談（中・高・養）			2
	進路・キャリア演習（中・高）			1
	教育実習指導（中・高）			1
	教育実習指導「保健」			1
	教育実習指導「看護」			1
	養護実習指導			1
	教育実習Ⅰ			2
	教育実習Ⅱ			2
	養護実習			4
	教職実践演習（中・高）			2
	教職実践演習（養護）			2
	商業科教育法Ⅰ			2
	商業科教育法Ⅱ			2
	福祉科教育法			4
	保健科教育法Ⅰ			2
	保健科教育法Ⅱ			2
	保健科教育法Ⅲ			2
	保健科教育法Ⅳ			2
	看護科教育法Ⅰ			2
	看護科教育法Ⅱ			2
	人権論			1

- (備考) 1 この表における授業科目の単位数は、進級・卒業に必要な単位数に含まれない。
 2 この表における授業科目は、福祉健康学部こども学科の学生は履修することができない。

別表第一の三 履修単位（第15条関係）

科目区分		経営学部	福祉健康学部	看護学部
一般教育 科 目	初年次教育科目	2 単位	2 単位	2 単位
	教養基礎科目	1 4 単位	1 4 単位	1 1 単位
	数理・データサイエ ンス・A I 科目	6 単位	6 単位	6 単位
	外国語科目	6 単位 注 1、注 2	6 単位 注 1	6 単位 注 1
専門教育科目		9 6 単位	9 6 単位	1 0 3 単位
合 計		1 2 4 単位	1 2 4 単位	1 2 8 単位

注 1 外国語科目の中から、英語 A、英語 B、英会話 A、英会話 B、4 科目 4 単位必修。その他の外国語科目(同一言語)から 2 科目 2 単位以上修得すること。

注 2 留学生は、その他の外国語科目については、自国語を履修することはできない。

別表第一の四 教員免許状の種類（第17条の4関係）

学 部	学 科	教員の免許状の種類	免許教科
経 営 学 部	経 営 学 科	高等学校教諭一種免許状	商 業
福祉健康学部	福 祉 学 科	高等学校教諭一種免許状	福 祉
	こ ど も 学 科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状	幼 稚 園 小 学 校
	健康スポーツ科学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 養護教諭一種免許状	保健体育 保健体育 養 護
看 護 学 部	看 護 学 科	中学校教諭一種免許状	保 健
		高等学校教諭一種免許状	保 健
		高等学校教諭一種免許状	看 護
		養護教諭一種免許状	養 護

別表第二 入学検定料等諸納付金

区 分	経営学部	福祉健康学部	看護学部
入学検定料	3 0, 0 0 0 円		
入 学 金	2 0 0, 0 0 0 円		
授 業 料	8 4 0, 0 0 0 円	9 0 0, 0 0 0 円	1, 4 4 0, 0 0 0 円

別表第三 在籍料（第 37 条関係）

休学の期間	金 額
前 期	60,000円
後 期	60,000円